

金品引換券付販売に係る費用

Q : 当社は食料品メーカーです。現在キャンペーン中で、包装紙についているシールを20枚集めて応募した方に、記念品をプレゼントすることにしています。この記念品の購入費用はいつの費用となりますか？

A : 記念品を交付した日の属する事業年度の費用となります。

【解説】

スタンプやシール等をつけて商品を販売し、そのスタンプやシール等を一定枚数集めた消費者に金品を交付する販売方法を、金品引換券付販売といいます。このような販売方法による場合の、金品の購入に係る費用の計上時期については、その金品を購入した時ではなく、交付した時となります。

既に売上げた商品についているシールを集めて金品と引き換えるのですから、費用収益対応の原則から、商品の売上に応じて金品の購入費用を引当計上できるのではと考えられるかもしれませんが、対象商品を購入した消費者がすべて金品の交換に応募するとは限りませんから、交換する金品の額を事前に見積って引当計上することはできません。したがって、金品の購入費用はいったん貯蔵品として処理し、金品を交付するごとに費用計上することとなります。

なお、一般消費者を対象とする金品引換券付販売に伴い交付する金品の購入費用については、金品の金額や種類等にかかわらず、すべて広告宣伝費として処理することができ、交際費として処理する必要はありません。

